

第三管区海上保安本部業務継続計画

令和7年6月

第三管区海上保安本部

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 本計画の位置づけと基本方針 | 1 |
| 1 本計画の位置づけ | 1 |
| (1) 背景 | 1 |
| (2) 位置づけ | 2 |
| 2 基本方針 | 2 |
| 3 推進体制 | 3 |
| 第2章 想定災害と前提条件 | 4 |
| 第3章 非常時優先業務 | 7 |
| 1 非常時優先業務の抽出 | 7 |
| 2 業務影響分析 | 7 |
| 3 非常時優先業務等 | 8 |
| (1) 応急対策業務 | 8 |
| (2) 一般継続重要業務 | 11 |
| (3) 管理事務 | 12 |
| 第4章 業務継続のための執行体制 | 13 |
| 1 参集要員の指名 | 13 |
| (1) 三管区対策本部要員の指名 | 13 |
| (2) 重要業務を継続するための要員の指名 | 14 |
| (3) 職員の派遣及び内閣府による職員のあっせん | 14 |
| 2 発災時の行動 | 15 |
| (1) 勤務時間外に発災した場合 | 15 |
| (2) 勤務時間内に発災した場合 | 17 |
| (3) 職員の過負荷対策 | 17 |
| 3 安否確認及び参集状況の把握 | 17 |
| 4 権限委任 | 17 |
| 第5章 業務継続のための執務環境の確保 | 19 |
| 1 庁舎・設備 | 19 |
| (1) 庁舎 | 19 |
| (2) 電力 | 19 |
| (3) 備蓄 | 19 |

| | |
|-------------------------|------------|
| (4) 什器転倒防止対策 | 1 9 |
| 2 情報通信 | 2 0 |
| (1) 応急通信の確保 | 2 0 |
| (2) 電話設備 | 2 0 |
| (3) 通信施設 | 2 0 |
| (4) 情報システム | 2 0 |
| 3 発災時の記録 | 2 1 |
| 4 広報 | 2 1 |
| 5 来庁者及び帰宅困難者への対応 | 2 1 |
| 6 負傷者の救護 | 2 2 |
| 7 三管区対策本部の代替施設 | 2 2 |
| 第6章 教育訓練等 | 2 3 |
| 1 教育訓練 | 2 3 |
| 2 評価 | 2 3 |
| 3 各職員の業務継続のための備え | 2 3 |
| 4 人事異動における引継ぎ | 2 4 |

第1章 本計画の位置づけと基本方針

1 本計画の位置づけ

(1) 背景

首都地域では、大正12年に発生した関東大震災と同様のマグニチュード(M) 8 クラスの地震が 200 年から 300 年間隔で発生しており、次のM 8 クラスの地震の発生は、今後 100 年から 200 年先と考えられているが、その間にM 7 クラスの地震（以下「首都直下地震」という。）が数回発生すると予想されている。首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害が生じを、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府においては、平成 17 年 9 月に首都直下地震対策大綱において、首都中枢機関が事業継続計画を策定することを定め、平成 19 年 6 月に、府省等の業務継続計画の策定支援を目的として、内閣府において「中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版」を策定した。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年 7 月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告において、省庁業務継続計画の不十分な点が指摘されたほか、政府全体としての業務継続体制の構築等に取り組むことが必要である旨提言された。

こうした中、平成 25 年 11 月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）が公布、平成 25 年 12 月に施行され、同法を受けて、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が平成 26 年 3 月に閣議決定された。

平成 28 年 4 月、内閣府において政府業務継続計画や防災に関する諸施策等を踏まえて、「中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版」が全面的に見直され、「中央省庁業務継続ガイドライン第 2 版（首都直下地震対策）」が策定された。

平成 28 年 4 月以降、各府省の取組が進展する中、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、中央省庁の業務継続計画の実効性を高めるため、業務継続の基本的な考え方等を明示し、業務継続計画の維持管理、関係機関との連携強化等に関する記述を充実させるとともに、男女共同参画の進展や働き方の多様化等の社会情勢の変化などを踏まえて内容を見直し、令和 4 年 4 月「中央省庁業務継続ガイドライン第 3 版（首都直下地震対策）」として策定された。

海上保安庁においても、平成 20 年 4 月に「海上保安庁業務継続計画」を策定して以降、平成 27 年 7 月、平成 29 年 3 月にそれぞれ見直しが行われており、第三管区海上

保安本部（以下、「三管区本部」という）においても、「第三管区海上保安本部業務継続計画」の見直しを行ってきたところ、今回、「中央省庁業務継続ガイドライン」（第3版）の策定等に伴う海上保安庁業務継続計画の見直しを踏まえ、「第三管区海上保安本部業務継続計画」の見直しを行うこととした。

なお、今後、被害想定が見直された場合や課題への取組み状況に鑑み、海上保安庁業務継続計画の見直しが行われた場合は、これに合わせ、隨時、第三管区海上保安本部業務継続計画の見直しを行うこととする。

（参考）

三管区本部では、海上保安庁防災業務計画に基づき、地震災害の発生等に備えた対応体制の整備を進めている。大規模な地震発生時には、同本部に第三管区海上保安本部長を対策本部長とする第三管区海上保安本部地震災害対策本部（以下、「三管区対策本部」という。）を直ちに設置し、組織が一丸となって迅速かつ的確な応急対策業務が継続的に可能な体制を構築するため、三管区対策本部の構成、所掌事務、要員の指名、自動参集の基準、職務代行順序等を定めているほか、具体的な応急対策業務の実施内容を明記したマニュアルを整備している。

（2）位置づけ

三管区本部は、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時においても、海上保安庁防災業務計画に基づく災害対策業務等緊急的な対策業務（以下「応急対策業務」という。）を遅滞なく実施するほか、地震発生の有無に問わらず国民生活や経済活動に係る重要な通常業務であって業務継続の優先度が高い業務（以下「一般継続重要業務」という。）との両者を合わせた業務（以下「非常時優先業務」という。）を継続する必要がある。

第三管区海上保安本部業務継続計画は、このような首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点を踏まえ、応急対策業務に加え一般継続重要業務をも網羅した計画として策定しており、海上保安庁防災業務計画を補完し、同計画等とともに首都直下地震対策大綱で定められる震災対策を政府の一員として実現するための計画と位置づけられる。

2 基本方針

首都直下地震が発生した場合には、海上保安庁は、船艇・航空機を保有する実動機関として、救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を担っており、これら業務の遅延や停止は人命の安全や社会経済活動に直接係わる。

また、海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋

汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、我が国周辺海域において事案が発生した場合には、首都直下地震を始めとした災害等に係る応急対策業務を行っている最中であっても、これら事案への対応が遅延・中断することは許されない。

このため、三管区本部は、与えられたこれらの任務を遂行するため、下記の基本方針に基づき、業務の継続を確保する。

- ① 人命の安全や社会経済活動に係わる救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。
- ② 地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、業務の遅延・停止を可能な限り無くす。
- ③ 地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。
- ④ 三管区本部の職員等（来庁者を含む。）の安全を確保する。

3 推進体制

三管区本部における業務継続計画の推進を図るため、平時から具体的対応を検討する。

第2章 想定災害と前提条件

想定災害は、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度7）とし、その想定被害は、中央防災会議首都直下地震対策ワーキンググループの想定（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」の「本文」及び「人的・物的被害（定量的な被害）」並びに「施設等の被害の様相」（平成25年12月）を基本とする。また、本計画の前提条件については、中央防災会議の想定（平成25年12月）を念頭において、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）における「4 被害想定」に基づくものとする。

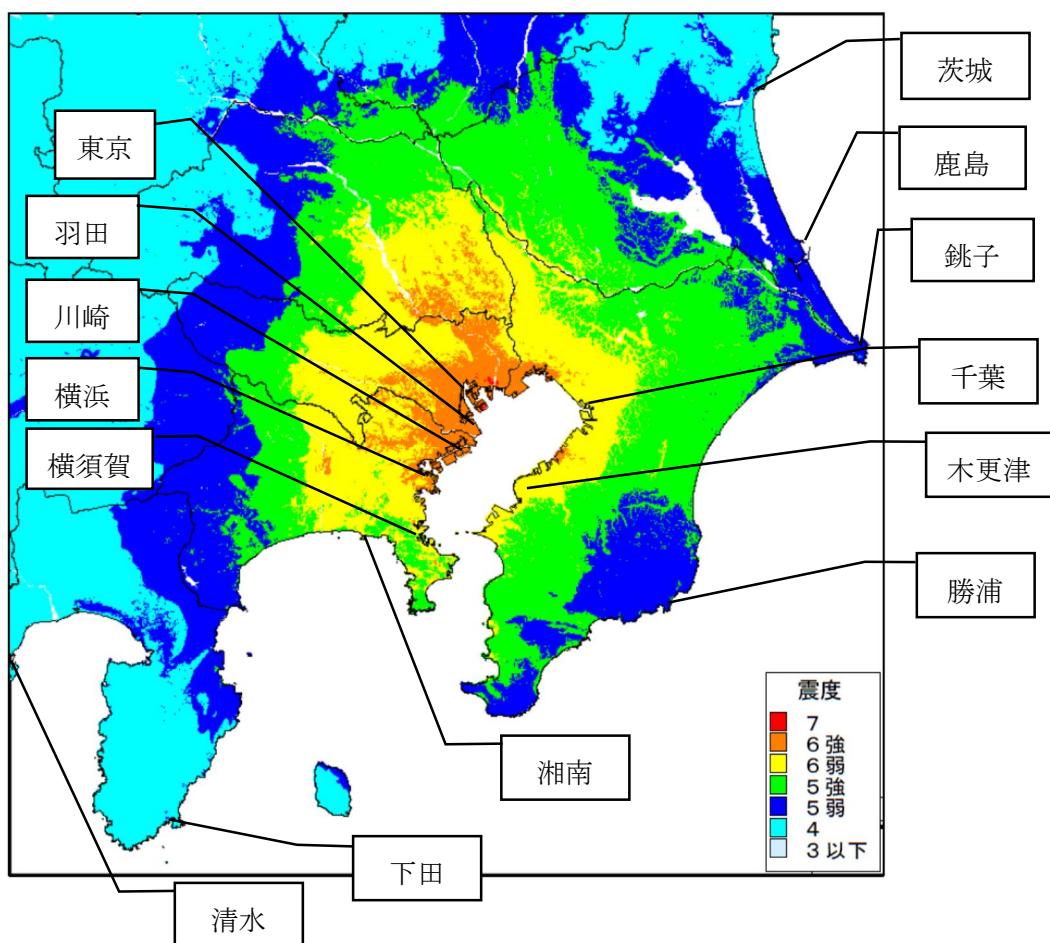


図-1 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図

（首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震度断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震モデル検討会）

1 想定被害

(1) 被害概要（最大）

- 死者約 2.3 万人 負傷者約 12.3 万人（うち重傷者約 3.7 万人）
- 帰宅困難者 約 800 万人（都内で約 490 万人）
- 避難者 1 日後約 300 万人（うち避難所生活者約 180 万人）
2 週間後約 720 万人（うち避難所生活者約 290 万人）
- 建物全壊 約 61 万棟（うち火災焼失約 41.2 万棟）
- ライフライン施設被害による供給支障（発災直後）
電力約 1,220 万軒（51%）
上水道約 1,444 万人（31%）
ガス約 159 万軒（17%）
通信約 469 万回線（48%）

（各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。）

(2) 公共交通機関

○鉄道

首都圏の鉄道は、橋脚、電柱、架線等に被害が発生し、全線運行停止する。

○道路

一般道路は、震度 6 強以上のエリアで道路施設の被害、沿道建物の倒壊、延焼火災等により通行困難区間が生じるが、4 車線道路など幅員の大きな道路は交通機能を果たす。

通行可能な箇所でも平均走行速度 5 Km/h の深刻な交通渋滞が発生する。

震度 6 強以上のエリアの高速道路においては、一部の箇所で応急復旧を要する被害や近隣の延焼火災の危険のため、不通となる。

2 前提条件

(1) 公共交通機関

○鉄道

地下鉄の運行停止は、1 週間継続する。JR 及び私鉄の運行停止は、1 ヶ月継続する。

○道路

主要道路の啓閉には、1 週間を要する。

(2) 三本部庁舎：設備等も含め、大きな被害なし。

○電力

停電は 1 週間継続する。

○電話

商用電話回線の不通は1週間継続する。

○下水道

下水道の利用支障は1ヶ月継続する。また、断水は1週間継続する。

○ガス

発災3日後には、首都中枢機能を早期に回復させるため、順次供給が再開される

○インターネット

発災1週間後には、断線の復旧は進むものの、停電の長期化、データセンター停電対策の燃料枯渀により、通信状況は不安定となる。

○上水（飲料水）

断水は1週間継続する。

○ 三管区本部の事務所における被災時想定

想定する首都圏直下地震が発生した場合の各事務所所在地における震度は、前掲載の震度分布図に示すとおりであり、公共の交通・通信等は、各震度分布に応じて三管区本部における被害想定と同様な考え方により想定しておく必要がある。

庁舎は、ほとんどの事務所において耐震性能が確保されており、大きな被害は想定されない。

【事務所における被災時想定】

| | |
|------------------|---|
| 想定震度 | 東京湾に隣接する事務所ほど強い地震動を受ける。（分室、伊東 MPS を含む全事務所）震度7：2所、震度6強：9所、震度6弱：3所、震度5強：3所、震度5弱：4所、震度4：1所、震度3以下：3所 |
| 庁舎の被害 | 多くの事務所において、耐震性能が確保されており、大きな被害はなし。 |
| 岸壁・浮桟橋・空港 | 巡視船艇の係留施設については、岸壁の耐震化や、発災時に物資輸送等に活用が可能な防災型の浮桟橋への変更がすすめられている。 羽田航空基地の格納庫についても耐震性能が確保されており、また、羽田空港のB滑走路、A滑走路西側の平行誘導路において、液状化対策がなされている。 |
| 電気 | 事務所において、非常用電源が確保されている。 |
| その他 (非常食・物資等) | 各事務所において、飲料水、非常食のほか、毛布、寝袋等の非常用物資を備蓄している。 |

※想定震度は、平成25年12月中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都圏直下地震の被害想定と対策について」」から分析。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の抽出

首都直下地震発生後、業務遂行に必要となる資源が大幅に不足するおそれのある状況下において、三管区本部に与えられた任務を的確に遂行するためには、非常時優先業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源を優先的に確保できるよう、限られた資源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

このため、三管区本部が行うべき個々の業務について、想定災害の発生後、当該業務の遅延や停止による社会への影響度を分析する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出した。

2 業務影響分析

当該業務が遅延・停止した場合に、国民生活や経済活動にどのような影響を与えるかについて、「中央省庁業務継続ガイドライン 第2版（平成28年4月）」の「影響の重大性」の評価基準を参考にして、地震発生からの経過時間（1、3、12時間、1、3日、1、2、3週間、1ヶ月）毎に、次の影響レベル（レベルI～V）で評価を行った。

レベルI：軽微

- ・ 社会的影響はわずかにとどまる。
- ・ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルII：小さい

- ・ 若干の社会的影響が発生する。
- ・ しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルIII：中程度

- ・ 社会的影響が発生する。
- ・ 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルIV：大きい

- ・ 相当の社会的影響が発生する。
- ・ 社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

レベルV：甚大

- ・ 甚大な社会的影響が発生する。

- ・ 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考える。

業務影響分析の結果、1ヶ月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出した。

3 非常時優先業務等

(1) 応急対策業務

業務影響評価の結果、首都直下地震が発生した場合に三管区本部が行う応急対策業務については、三管区本部に与えられた任務の性格から、そのほとんどが発災後直ちに又は1時間以内に開始されるべき業務と評価され、24時間を超える猶予時間が与えられた業務はなかった。

① 対策本部の設置等（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、第三管区海上保安本部長を対策本部長とする三管区対策本部を当本部に直ちに設置し、応急対策業務を強力かつ統一的に推進する。

万一、情報通信ネットワークの欠損により、三管区対策本部が機能しない場合は、船艇・航空機の指揮運用等の一部応急対策業務を復旧までの間、海上保安庁地震災害対策本部又は他管区の地震災害対策本部に代行を依頼するものとする。

また、政府方針に従い応急対策業務を効果的に実施するためには、政府の緊急災害対策本部等との緊密な連携が必要不可欠であることから、対策本部長は本部管内に政府現地対策本部が設置されたときは、三管区対策本部の職員を政府現地対策本部に速やかに派遣するほか、必要に応じて三管区対策本部の職員等を関係地方自治体に派遣し、関連情報の収集や連絡体制の確保等を行う。

② 船艇・航空機の動員（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、対策本部長は対応マニュアルに基づいて、船隊及び航空機隊を編成する。この場合は動員計画によりあらかじめ定められた船艇・航空機等が三管区本部に派遣され、当本部の現有勢力とともに応急対策業務に従事する。

③ 情報の収集及び提供（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、直ちに船艇・航空機等を活用した情報収集を行うこととし、特に発災直後においては、主に航空機を活用した被災状況の調査、情報収集を行う。

三管区対策本部において収集する主な情報は次のとおりである。

イ 海上、沿岸部及び離島における被害状況

- ・ 被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
- ・ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・ 石油コンビナートの被害状況
- ・ 流出油等の状況及び被害
- ・ 水路・航路標識の異状の有無
- ・ 港湾等における避難者の状況

ロ 陸上における被害状況（イの情報収集活動等に支障を生じない範囲で実施）

ハ 三管区本部及び本部の事務所の庁舎、施設、船艇・航空機等の被害状況

収集された情報は、三管区対策本部において集約・分析し、速やかに応急対策活動の展開に活用するほか、本庁対策本部等に伝達し、情報の共有を図る。

特にヘリコプターにより収集された映像情報は、被害の発生状況等を正確に把握し、対応方針等を決定する上で極めて重要な情報であることから、迅速に本庁対策本部等へ配信する。

また、収集された情報については、映像情報も含めて、速やかに報道機関等を通じて広報を行い、被害の発生状況や応急対策活動の実施状況等に関する情報を国民に提供する。

④ 救助・救急活動（情報収集後直ちに）

情報収集により人命の安全に直接係わる救助・救急活動の必要を認めた場合には、直ちにこれを最優先事項として対応するため、船艇・航空機、特殊救難隊及び潜水士を投入して、救助・救急活動に万全を期すことに加え、航空基地以外の飛行場、管内の飛行場外離着陸場、ヘリコプター搭載型巡視船等ヘリコプターを活用するための拠点の確保について、早急に調整を行う。

また、関係機関・団体等と早急に調整し、災害対応型巡視船及びヘリコプター搭載型巡視船等に、医師・看護師等を乗船させ、傷病者の応急処置や緊急搬送を効果的に行う。

⑤ 船舶交通の安全確保（情報収集後直ちに）

首都直下地震により発生した海難船舶、漂流・沈没物、水深の異状、航路標識の損壊等は、東京湾内の船舶交通の安全に危険を及ぼすばかりでなく、東京湾外の緊急輸送活動等の応急対策業務を阻害することとなり、以後の復旧・復興活動に多大な悪影響を与える。

これらの影響を最小限とするため、状況に応じ、船艇・航空機等を投入して被害状況の調査や情報収集を行う。また、船舶交通の安全に影響を及ぼす事態を認めた場合には、速やかに地域航行警報や海の安全情報等の提供により船舶関係者等に周知するほか、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

また、船舶交通の障害物の所有者等に対して除去等を命じ又は勧告するほか、水深の異状を認めた場合には、必要に応じて検測を行い、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。加えて航路標識が損壊・流出した場合には速やかに仮設の灯火を設置する等の応急措置及び復旧対応を行う。

⑥ 緊急輸送活動（情報収集後直ちに又は要請あり次第）

情報収集により緊急輸送の必要を認めた場合並びに自治体の災害対策本部等から傷病者、医師、避難者等、救援物資等の緊急輸送の要請があった場合には、迅速かつ積極的にこれを行う。また、緊急輸送を実施する場合には、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を使い分け効果的に行う。

なお、あらかじめ自治体、団体等との間で救援物資の輸送に関する協定の締結を推進するものとし、特に、大型巡視船が着岸可能な岸壁、給水車の手配について調整するものとする。

⑦ 流出油等の防除措置（情報収集後直ちに）

情報収集により船舶や臨海コンビナート等から海上への大量の油等の流出を認めた場合には、油等を流出させた原因者に適切な防除措置を行うよう指導等を行うほか、原因者の防除措置が不十分な場合には、必要に応じて船艇・航空機及び機動防除隊を出動させ、配備している資機材等を活用し、関係機関と協力して防除措置を行う。

⑧ 応急復旧及び後方支援活動（発災後直ちに～24時間以内）

三管区本部は、発生後1時間以内に三管区本部及び本部の事務所の庁舎・施設・船艇・航空機等の被害状況の全容を把握するよう努める。これを基に当該応急対策業務に従事可能な勢力等の割出し・配分を行うほか、速やかに詳細な被害調査を行

い、可能なところから応急復旧に着手する。

また、三管区対策本部の機能を維持・継続するため、応急通信手段等を速やかに確保するほか、応急対策業務に必要な物品・役務の調達、三管区対策本部要員等への給食等の後方支援活動を行う。

なお、三管区本部及び本部の事務所が備蓄する非常用物資は、状況に応じ事務所等の間で移送する。

(2) 一般継続重要業務

首都直下地震が発生した場合における一般継続重要業務については、業務影響評価の結果、大きく分けて、①我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、②業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、③三管区本部における事務の停滞によって本部の事務所の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の3つの重要業務に分類した。以下、この分類に従って説明する。

① 危機管理等関連業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する業務を任務とする危機管理官庁であり、一旦、我が国周辺海域において危機管理事案が発生した場合には、首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、これら事案への対応を遅延・中断することは許されない。また、人命の安全や二次災害の発生に直結するおそれがある航海安全情報等の提供に関する業務についても、同様に遅延・中断は許されない。

三管区本部が担う具体的な業務として、警備救難部救難課運用司令センターが行っている短波、インマルサット衛星、非常用位置指示無線標識（EPIRB）による遭難警報の受信、一般電話及び携帯電話による118番緊急通報の受付業務や事案発生時における船艇・航空機への指示、関係機関との連絡調整等の初動措置に関する業務等に加え海洋情報部監理課が収集する航海安全情報を無線・衛星等を介して船舶関係者等に提供する地域航行警報等の起案・発出に関する業務、交通部安全対策課海上安全情報センターが行っている海の安全情報の運用に関する業務等が該当する。

これら業務については、交替制勤務の導入等による業務執行体制や機器等の管理・保守体制を確保しているところであるが、今後も業務継続に万全を期していく。

② 許認可等関連業務

許認可業務については、第三管区海上保安本部長が処分権者となっているものに

ついて、標準処理期間が1ヶ月未満かつ月平均処理件数が1件以上であることをマルクマールとして付加したうえで業務影響評価を行い、業務の中断が国民生活や経済活動に与える影響が大きい業務を重要業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置して業務継続を図ることとした。このほか、業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務についても、業務立上げ目標時間を設定した。

【業務継続を図る許認可業務】

| 担当部 | 業務内容 | 根拠法令 | 業務立上げ目標時間 |
|-------|-------------------------|-------------|-----------|
| 海洋情報部 | 海上保安庁以外の者が実施する水路測量の許可 | 水路業務法第6条 | 3日 |
| | 水路図誌等の複製承認 | 水路業務法第24条 | 1週間 |
| | 水路測量等の受託に関する業務 | 水路業務法第26条 | 1週間 |
| 交通部 | 航路及びその周辺の海域における工事等の許可 | 海上交通安全法第40条 | 1週間 |
| | 航路及びその周辺の海域以外における工事等の届出 | 海上交通安全法第41条 | 1週間 |

【業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務】

| 担当部 | 業務内容 | 業務立上げ目標時間 |
|-------|------------------------------|-----------|
| 海洋情報部 | 航海の安全に必要な海図の最新維持情報を提供するための業務 | 3日 |

③ 業務支援等関連業務

首都直下地震の発生により、三管区本部における業務が長期間にわたって滞った場合、本部の事務所の業務遂行能力に影響を与え、結果として国民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがある業務を業務支援等関連業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置することにより業務継続を図ることとした。

(3) 管理事務

首都直下地震が発生した場合において、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等を行う事務（以下「管理事務」という。）は、非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることから、これらに必要な事務を行う人員を配置する。

第4章 業務継続のための執行体制

三管区本部では、海上における事件・事故情報の収集・伝達、船艇・航空機を使用した初動措置等の指揮を一元的に行う運用司令センターを設置し、24時間体制でこれらの業務を遂行するための要員を配置するほか、応急対策業務を実施する三管区対策本部の要員、各業務室の事務分掌及び班員構成等をあらかじめ定めて、首都直下地震の発生等に備えた業務執行体制を整備している。

1 参集要員の指名

(1) 三管区対策本部要員の指名

応急対策業務を実施する三管区対策本部要員については、により、三管区本部の全職員が指名されており、それぞれ対策本部各業務室の構成員等としてあらかじめ周知している。

また、勤務時間外に発災した場合の参集可能人数を「参集可能職員数数の条件設定」に基づき検証を行い、人事異動等に合わせて再検証を行っている。

応急対策業務の継続に直ちに支障はきたさないが、長期化の際には、その後に参集する職員も含め交替制による臨機応変な対応も視野に対処するものとする。

【参集可能職員数の考え方】

職員参集予測について、政府業務継続では、「被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間外の時間に発生した場合に三本部庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする」とされている。同方法に基づき、三管区本部における業務継続計画による参集可能職員数を以下のとおり想定する。

○参集可能職員数の条件設定

| | 発災時間 | 勤務時間外の発災 |
|---------------|--------------------|---|
| 10 km圏内 | 参集手段 | 徒歩 |
| | 参集不可職員の条件設定 | 職員のうち1割は、自ら及び家族の死傷等により、参集不可能 |
| | 参集可能職員の条件設定 | 直ちに参集を開始する職員を8割、12時間後に参集を開始する職員を2割とする。 |
| 10 km～20 km圏内 | 参集手段 | 徒歩又は鉄道 |
| | 参集不可能職員の条件設定 | 10 km圏内の場合と同様とする。 |
| | 徒歩参集可能職員の条件設定 | 10 km圏内の場合と同様とする。 |
| | 徒歩参集職員の減少設定 | 10 kmを超えて1 km遠くなるごとに1割ずつ徒歩参集できない職員が増加する。 (徒歩参集ができない職員は鉄道を利用) |
| 20 km圏外 | 参集手段 | 鉄道 |
| | 参集不可能職員の条件設定 | 10 km圏内の場合と同様とする。 |
| | 鉄道を利用して参集する職員の条件設定 | 半数が発災後1週間までに登庁し、残りの半分が発災後2週間までに登庁する。 |

(2) 重要業務を継続するための要員の指名

本計画で抽出した一般継続重要業務を所掌する職員は、三管区対策本部要員を兼務しつつ、当該重要業務の「業務立ち上げ目標時間」までに業務を立ち上げ、当該重要業務の継続を確保するものとする。

一般継続重要業務を所管する課等の長は、当該担当職員の参集状況、当該重要業務の緊急性等を考慮し必要があるときは、対応要員を当該要員が属する三管区対策本部の業務室長と調整のうえ追加指名し、当該重要業務に従事させるものとする。

(3) 職員の派遣及び内閣府による職員のあっせん

首都直下地震発生時、非常時優先業務等に従事する職員が不足した場合は、本庁又

は他の管区海上保安本部若しくはその事務所の職員の派遣を要請し、非常時優先業務等に当たるが、それでも、非常時優先事務等の全部又は一部を継続することが困難な場合は、政府業務継続計画において定める内閣府による職員のあっせんを活用することについて本庁対策本部と調整の上、検討する。

2 発災時の行動

(1) 勤務時間外に発災した場合

① 参集基準

職員の参集については、次の場合には、あらかじめ指定された場所に直ちに参集しなければならないとしている。

○ 次の事態の発生を認知したとき

- ・ 東海地震注意情報が発表されたとき。
- ・ 警戒宣言が発せられたとき
- ・ 地震災害の発生により災害緊急事態の布告が発せられ、その区域が三管区本部が管轄する区域（以下「本部管内」という。）に及ぶとき。
- ・ 地震災害の発生により災害対策基本法第23条の3第1項に定める特定災害対策本部、同法第24条第1項に定める非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に定める緊急災害対策本部が設置されその所管区域が本部管内に及ぶとき。
- ・ 本部管内に震度6弱（東京23区にあっては震度5強）以上の大規模な地震が発生したとき
- ・ 本部管内の沿岸のいずれかの津波予報区に対して津波警報（大津波）が発令されとき
- ・ 海上保安庁長官（以下「長官」という。）から管区対策本部の設置を命ぜられたとき。

○ 非常呼集要領に基づく呼集命令の伝達を受けたとき

○ 地震のため、一般電話回線等により、三管区本部に連絡がとれないとき

上記の規定は、すべての地震災害を念頭において職員の参集基準を規定したものであるが、首都直下地震が発生した場合には、「大規模な地震（震度6弱、東京23区では震度5強以上）が発生したとき」との参集基準に基づき、管区対策本部要員である三管区本部等の全職員は、指示を待つことなく直ちに三管区本部に参集することとなる。

ただし、職員が交通の途絶により三管区本部庁舎に参集することができず、かつ、電話による連絡がとれない場合であっても、最寄りの管内事務所に参集するこ

可能な場合は、当該事務所に参集し、所属先の上位の職の者の指示を受けるものとする。

② 参集要領

首都直下地震の発生を認知した職員は、家族を含めた安否、参集の可否等に係る情報を速やかに所属する課等の担当官に報告し、参集可能な職員は、指示を待つことなく三管区本部に参集する。

参集時には、ビルの倒壊や火災等の被災状況等による危険から安全を確保しつつ参集する。

その際、参集要員は可能な限り本人分の飲食物を持参する。

交通の途絶等により、三管区本部庁舎に参集することができず、かつ、電話による連絡がとれない場合であっても、最寄りの事務所に参集することができる場合は、当該事務所に参集し、所属先の上位の職の者の指示を受けるものとする。

なお、参集できない場合の例は下記のとおりであり、職員が例示のような事態に遭遇し、参集できない旨の報告を行った後についても、連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で適宜、状況報告を行うものとする。

また、徒歩等で登庁できない場合には、原則として公共交通機関が復旧するまでの間、自宅周辺の救出・救助活動、避難者支援活動に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力等に積極的に取組む。

【参集できない場合の例】

- 1 職員又はその家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき
- 2 職員の家族等の安否が確認できないとき
- 3 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇等に該当し、参集することが困難なとき
- 4 職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき
- 5 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき
- 6 徒歩により参集せざるを得ない場合であって、その距離が概ね 20 km 以上のとき

③ 参集後の行動

三管区本部に参集した職員は、当該応急対策業務に直ちに従事する。また、一般継続重要業務を兼務する要員にあっては、「業務立ち上げ目標時間」までに当該重要

業務を立ち上げる。

④ テレワークの検討

各課の長は、非常時優先業務及び管理事務のうち、テレワーク等で対応可能な業務を予め設定し、発災時における自宅での電力やインターネット環境等の状況により、テレワークによる対応を検討する。

(2) 勤務時間内に発災した場合

各職員は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまで庁舎内に待機し、状況把握と家族の安否確認を行った後、前述の参集後の行動をとる。

出張及びテレワーク等により在庁していない職員は上記（1）に準じて参集する。

(3) 職員の過負荷対策

各課の長は、以下の点に留意の上、職員の過負荷対策を講ずる。

- イ 鉄道等の公共交通機関が復旧し、職員の安全な帰宅が可能と判断される場合においては、職員の家族の状況（幼い子を持つ、安否が確認できない等）を勘案し、該当する職員を優先的に帰宅させるなどの措置をとる。
- ロ 必要に応じた交代制勤務等の導入等により、特定の職員に業務が集中しないよう業務の均衡を図る。

3 安否確認及び参集状況の把握

職員及びその家族の安否確認は、非常時優先業務に従事可能な職員を把握し、人的資源を効率的かつ効果的に運用するために、また、当該職員が安心して非常時優先業務等に携わるために地震発生後直ちに行うべきである。

これら地震発生時における職員等の安否確認にあっては、安否確認システムにより行うこととし職員等の安否情報については、三管区対策本部において取りまとめを行う。

また、安否確認を迅速に行うため、職員に対して、普段から家族内で携帯メールや災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認手段を確認しておくよう徹底を図る。

4 権限委任

発災時において迅速かつ的確に業務を遂行するためには、組織内の業務を円滑に処理するための指揮命令系統が確立されていることが重要であることから、責任者が不在の

場合も適切に意思決定ができるようあらかじめ定めた職務代行者の順序に従い権限委任を行う。

ただし、三管区本部へ収集ができない状況であっても、連絡が取れ指示を仰ぐことができる場合は、権限の委任は行わないこととする。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎・設備

(1) 庁舎

三管区本部が所在する横浜第二合同庁舎（横浜市中区北仲通）は、高い耐震性能が確保されている。震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害は生じないと考えられている。

しかしながら、発災時には、三管区対策本部により、庁舎安全緊急点検を行い、職員の立入等が危険と判断される箇所を認めた場合には、ロープ等で臨時に立入禁止区域を設定する。

(2) 電力

業務継続のために必要な機器のほとんどが電力に依存しており、商用電力が停止した場合における非常用電力の確保は極めて重要である。

横浜第二合同庁舎において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し自動的に回路が切り替わり、最低限の電力が確保される。（横浜第二合同庁舎では備蓄燃料（灯油）で通常の半分程度の電気容量で約100時間の連続運転が可能である）

非常用電力からは、共用部分の照明の約1/3、電話、エレベーター、非常コンセント等庁舎の一部に電力が供給される。

運用司令センターのほとんどの機器への電力供給が可能であるが、その他の執務室では、各階に設置される非常用コンセントからの限られた電力供給となり業務の緊急度、重要度等を考慮して使用する電気機器を選定する必要がある。

(3) 備蓄

首都直下地震発生時に非常時優先業務等を実施するために必要な食料、飲料水、簡易トイレ等について、全職員等を対象として1週間分を目途に備蓄することとし、備蓄計画を作成し、備蓄物品の購入・更新等を行う。

なお、備蓄品にあっては、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて、適切に選定する。

(4) 什器転倒防止対策

各課の長は、地震発生時における負傷防止対策及び業務継続の観点から、各執務室の書棚、ロッカー、OA機器等の什器転倒対策防止を実施する。

特に重要なOA機器の固定を行い、什器の固定状況、落下のおそれのある重量物等の状況を確認し、未対策の什器については、速やかに什器の転倒等防止対策を講じること

とに加え、重量物等を移動し、その状況を常に確認するものとする。

また、総務部総務課においては、庁舎管理担当部局と連携を図りつつ、横浜第二合同庁舎における什器転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、シールを貼付して注意喚起を図る等の指導・監督を行う（具体的な対策の実施に当たっては、内閣府及び東京消防庁の指針を参考とする。）。

2 情報通信

(1) 応急通信の確保

首都直下地震により通信が途絶した場合には、三管区対策本部における情報の収集、指示命令の伝達等が困難となり、応急対策業務の実施に重大な影響を及ぼす。

このため、首都直下地震が発生した場合には、三管区対策本部により直ちに通信施設の異状の有無を確認し、通信が途絶している場合には、速やかに防災行政無線等により三管区対策本部と防災関係機関との間にホットラインを設定するほか、衛星携帯電話を用いて通信回線を確保する。

また、庁内における専用通信を確保するため、各種の通信設備により、本庁対策本部及び管下部署対策本部等との間におけるホットラインを設定するとともに、船艇・航空機等との間における通信を確保する。

(2) 電話設備

首都直下地震により三管区対策本部の電話設備に障害が発生した場合には、関係先に通報のうえ復旧手続きを進めることとし、復旧完了までの間は、海上保安庁と各通信会社との間で締結している災害時における通信の確保のための相互協力を活用する等、代替通信を確保する。

(3) 通信施設

首都直下地震発生時には、各種監視装置により速やかに通信施設の被害状況を確認するほか、通信施設に被害が発生した場合は、早期復旧に努める。また、必要に応じて巡視船による通信代行を実施し、所要の通信を確保する。

(4) 情報システム

① 情報システム及び回線の保守・管理

首都直下地震により情報システムに障害が発生した場合には、各システム機器管理要領に基づき所要の措置をとる他、システムを管理している本庁担当課に通報し、保守業者と連携のうえ早期復旧作業に着手する。

回線は、2系統の商用回線で運用しており、障害が発生した場合は自動的にバックアップ回線に切り替わり、庁内内線電話等優先される機能について運用を継続する。

また、関係機器の電源については、UPS（無停電電源装置）を保有し庁舎の非常用電源供給までの間、電源の瞬断を防ぎ運用を継続する。

② 蓄積データのバックアップ

職員が作成したデータについては、ファイルサーバー等に領域を割り当てて保存することができる。

3 発災時の記録

首都直下地震が発生した場合の非常時優先業務及び管理事務に係る対応については、適宜記録を残すものとする。

各課の長は、あらかじめ記録担当者及び記録責任者を選定し、記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう努める

4 広報

特に情報が不足する地震発生直後においては、国民に対して被害の発生状況や災害応急対策の実施状況等に関する正確な情報を迅速かつ的確に提供し、適切な行動を呼びかけることに加え、国民の不安を払拭することが極めて重要である。

このため、首都直下地震が発生した場合には、三管区対策本部により、報道機関や三管区本部のホームページ、SNS等を通じて、ヘリコプター等で収集した映像情報を含む災害情報を速やかに提供する。

5 来庁者及び帰宅困難者への対応

首都直下地震発生時における来庁者及び帰宅困難者への対応については、非常時優先業務等の継続に支障が生じないことを基本としつつ、適切に対応するものとする。

具体的には、横浜第二合同庁舎は、横浜市との協定で「帰宅困難者一時滞在施設」に指定されていることから、三管区対策本部が庁舎を管理する関東財務局横浜財務事務所（以下「庁舎管理」という。）及び防災センターと連携しつつ、地震発生後、直ちに来庁者及び帰宅困難者等の状況を確認し、必要に応じて次の対応をとる。

（1）来庁者への対応

来庁者については、庁舎管理が指定する場所での一時避難を依頼するほか、庁舎内の移動は最低限に留めるよう措置する。

緊急に手当てが必要な負傷者・急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する。軽傷者には可能な応急手当を施し、他の来庁者

とともに庁舎管理が指定する場所において一時待機するよう依頼する。

(2) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者等については、非常時優先業務等の継続に支障がない範囲内において、災害情報の提供、庁舎内の一時避難場所又は周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援を行う。

移動させることが困難な負傷者や急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する等適切な支援を行う。

6 負傷者の救護

首都直下地震が発生し、庁舎内で負傷者が発生した場合には、直ちに最寄りの者が協力して可能な救急・救命措置、応急手当等を実施することを基本とする。横浜第二合同庁舎については、三管区対策本部が防災センター及び医務室等と連携しつつ、医療機関への搬送等の総合調整を行う。なお、職員が負傷した場合には、安否情報として速やかに連絡するほか、医療機関へ搬送した場合には、当該負傷者の家族等へその旨連絡するものとする。

7 三管区対策本部の代替施設

三管区対策本部が設置される横浜第二合同庁舎は、本計画で想定する都心南部直下地震では設備等を含めて大きな被害は生じないと考えられている。

一方、三管区本部では、従来から大規模地震の発生等に備えて、ヘリポート等を有する防災拠点の確保に努めており、横浜市中区新港に横浜海上防災基地を有しているほか、指揮機能を強化した災害対応型巡視船を配備している。

現時点では予見できない不測の事態が発生し、横浜第二合同庁舎に大きな被害が発生した場合には、代替施設としてこれらの施設、巡視船等を有効に活用し、次の考え方に基づき、三管区対策本部を設置することとする。

- (1) 被害者の発生状況等に応じて臨機に対応できるよう、最適な施設に対策本部機能の全部又は一部を設置する。
- (2) 指揮機能を強化した災害対応型巡視船等への設置も考慮する。

なお、横浜海上防災基地（武道場）は、横浜市との協定により「津波避難施設」及び「帰宅困難者一時滞在施設」に指定されており、また地方公共団体等関係機関の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、応急対策等の当庁業務の実施に支障を来さない範囲において、被災民の収容施設等として提供することとなる。

第6章 教育訓練等

1 教育訓練

業務継続計画を実効あるものとするためには、平素から教育訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

三管区本部では、大規模地震を想定した訓練を定期的に実施しており、当該訓練の実施に当たっては、次のような業務継続の確保に資する訓練も併せて実施している。

- ・ 職員呼集・情報伝達訓練
- ・ 徒歩参集訓練
- ・ 対策本部設置・運営訓練
- ・ 船艇・航空機等の動員手続訓練
- ・ 応急通信訓練
- ・ 非常用食糧等の備蓄状況の確認・点検
- ・ 安否確認訓練

今後は、上記訓練に加えて、庁舎機能の応急復旧等に関する訓練等の業務継続の確保に資する訓練も積極的に実施するとともに、業務継続に関する研修等を充実させ、業務継続力の向上に努める。

また、訓練等の実施に当たっては、職員の異動時期等も考慮するほか、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合には業務継続計画の見直し等体制改善を図るものとする。

2 評価

業務継続計画の実効性について、内閣府が定める評価の項目及び手法により、上記教育訓練の結果を踏まえた自己評価を図る等、PDCAサイクルで定期的に見直しを行うものとする。

3 各職員の業務継続のための備え

発災時において、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためにには、各職員・家族等の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- ・ 家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと
- ・ 非常持出品をリュックサックなどにまとめて目のつきやすい所において置くこと
- ・ 家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと
- ・ 家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル「171」等の活用）

特に参集要員に指名されている職員においては、徒歩による参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。また、徒歩参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認するほか、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握する。

4 人事異動における引継ぎ

業務継続に係る対応レベルを維持するため、人事異動があった場合には、異動後速やかに新任者等に必要な引継ぎ等を行う必要がある。

新任者等への教育・訓練については、対象職員が発災時に本計画に基づきどのような行動を取るべきか、予めどのような事を知り、備えるべきかといった事項を明確にし、実際の災害が起きた場合にすぐに所要の行動を取ることができるようとする。

業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の業務継続担当者等が、異動後即座に当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。